先物協会ニュース

JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION
発行　日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
TEL(03)3664-5731　FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

私の好きな一文字

義
龍男書

（沼野　龍男　北辰商品常務）

FUTURES PLAZA

「日本発」を世界へ発信

横浜商品取引所
総務部経理課係長兼会員課係長　飯塚　伸也

7月15日から19日に亘って行われた第133回全英オープンゴルフで見事優勝に輝いたのは米国出身のハミルトンであった。彼は日本ツアーで12年間の下積みを経験し、昨年の日本ツアー賞金ランキングの上位成績で全英の切符を手にした。世界的には全くの無名の選手で、英スコットランドの地元のアナウンサーも「日本ツアー出身」という枕詞を付ける程であった。しかし、4大メジャーの、その中でも最も伝統と格式あるメジャーに勝ったのはそんな米国人である。

そもそも先物取引は江戸期の大阪堂島の米取引が出発となった。当時の米問屋主人たちの感情は恐らく「明日は米を調達できるだろうか」。こんな不安を抱きながら日々の商いをしていたに違いない。そこで、こうした不安を除去するために「今日中に明日の、1週間後の米を予約しておこう」。この発想が今日の先物取引の原点となった。また、これも随分昔の話となるが、戦後世界の繭糸価格の指標を担ったのは前橋であり、横浜であった。当時の人々には「私たちが繭糸をリードする」という強い土着気質があったに違いない。こうしてみると「日本発」は世界へ向けて立派にアクションを起こしている。

先に触れたハミルトンは刻み一辺倒のプレーで、試合後自らのゴルフを「Ugly（格好わるい）」と称した。優勝争いを演じたエルスやミケルソンは300ヤードドライブからスピンを効かせたショットでピンに絡ませる、いわゆる魅せるゴルフであった。

日本の先物業界の健全な発展を視野にというお題を頂いたが、業界は健全に発展しているし、これからも発展し続けるであろう。しかし、それはテクニカルな部分だけだと思う。もっと基本的な、土臭さみたいなものを備えたい。今、私がいる事務所は横浜港を臨んでいる。私たちは常に世界に通ずるこの大海を見つめている。

【プロフィール】
1996年前橋乾繭取引所入所。98年横浜生糸取引所と合併した横浜商品取引所に入所。

改正商取法　宮本聡　経済産業省　商務課長に聞く

商品取引員、欧米型にシフトを

現場主義で実効性上げる

来年5月の改正商取法施行を前に、監督官庁は施行細目を詰めている。そこで、今後の商取行政のあり方について6月に経済産業省商務課長に就任した宮本聡課長に聞いた。その中で宮本課長は「現場主義に徹し、改正商取法を実効性のあるものにしたい」と述べるとともに、「商品先物業界には将来性がある。商品取引員の経営は各自が考えるべきだが、商品ファンドを増やす、ネット取引でトラブルをなくすなど欧米型へのシフトもありうる。今後は業界と官庁が共同責任で対処すべきだ」と強調した。

深さと幅がある業界

――まず、商品先物業界を担当されて感じたことをお聞かせ下さい。

宮本　着任前は商品先物取引を所管している課という程度の認識しかありませんでしたが、いまは、「深さ」と「幅」を感じています。

「深さ」とは商品先物取引制度を勉強するほどに、その奥行きの深さを感じるとともに、制度的には理解しても、個々の取引の実態を十分に理解しなくては、この任は務まらないと実感しているところです。今後とも、現場主義で、いろいろ意見を聞いていきたいと思います。

「幅」については、まず、業務分野として、行政処分や告発などの規制分野から、商品ファンドを含む金融商品など金融分野一般までと幅が広いことです。また、日本の取引所の国際化が益々進み、欧米やアジア諸国との繋がりが高まっていることから、地理的にも業務が拡大していることです。

問題は実効性
法施行に準備着々

――改正商取法についてはどうお考えですか。

宮本　商品取引所という施設をベースにした発想から、システムとしての商品取引所の機能、このシステムの構成員として金融サービス業を行う商品取引員の機能へと重点を移してきており、思想としては正しいと思います。

具体的には、商品取引所についてアウトハウス型のクリアリング・ハウスや株式会社化を認めたこと、商品取引員について資格を横断的にし、リスクに応じた財務基盤を持たせるなど金融サービス業としての信頼性の向上を図ったことなどが評価できます。またその前提として委託者債権の保全も図られました。ただ、問題はそれをどう担保するかです。

――いま取り組むべき課題は？

宮本　改正商取法の施行に向け、実態を踏まえつつも、その趣旨を全うできるよう制度や体制を整えることです。そのうえで、苦情への対応、検査、新規許可など、施行を適切に行い、改正商取法を実効性のあるものにしたいと思います。

平成2年と10年に商品取引所法が改正されましたが、この時に目指した国際化、規制の緩和などはまだ地に足が着いていない気がします。いままでのビジネスモデルは変わってもよいと思います。

違反には許可取消しも

――委託者保護はこれで十分ですか。

宮本　委託者債権の保護については非常に手厚いものになりました。一方で、勧誘に関しては、不当な行為があるとの批判がありましたし、いまでもあると思います。このため、喜んで規制を強化するわけではありませんが、今回改正されたような対応も必要になったと思います。また、仮に問題となる行為があった場合、監督官庁としては、処分、許可取消しを含め厳正に対処したいと思います。

もちろん、こうした行為は一部の商品取引員に係るものとは思いますが、取引員の皆様がこうした批判も真摯に受け止めて認識を新たにされることを強く期待します。商品先物取引を適正化し、発展させていくことは、業界と監督官庁の共同責任ですから。

――法改正で当業者の参加は増えるでしょうか。

宮本　法律上、ユーザーも当業者になったこともあり、増えると思います。石油市場は既に当業者の比率が高く、産業インフラとしての機能が出てきました。このような例が増えると、自然にヘッジニーズが増えてくるのではないでしょうか。取引所も当業者拡大に向けて積極的に営業すべきでしょう。

潜在力ある日本

――日本の商品先物取引に将来性はあると思いますか。

宮本　大いにあります。日本は世界第2の経済大国であることはもとより、日本経済の国際化が急速に進む中で、石油市場にみられるようにヘッジニーズも拡大していますから、ポテンシャルは高いです。特に、今回の法改正で、国内外での商品取引所や取引員に対する信頼性が高まれば、拡大の可能性はさらに高まると思います。

一方、海外では金融商品としてファンドなどの形で機関投資家が利用し、取引が活性化しています。この

（2面へつづく）

グローバリー　野口みずき選手

逃げ切って金メダル

アテネ五輪女子マラソン

気温35度。急勾配が続くコース。何人もの有力選手の足が止まった。この過酷なレースを駆け抜けてグローバリーの野口みずき選手（26）がアテネ五輪で優勝、金メダルを獲得した。シドニー五輪の高橋尚子選手に続く日本女子の2連覇である。

レースは世界記録を持つラドクリフ（英国）を中心に10数人で形成する先頭グループの走りが続いたあと、25キロ過ぎで野口がスパートして一人飛び出した。2位とは一時44秒ほどの大差をつけ、独走かとみられたが、ヌデレバ（ケニア）がひたひたと追い付いてきた。それでも粘り抜いて12秒差でゴール、記録は2時間26分20秒だった。日本選手は土佐礼子が5位、坂本直子が7位と3人そろって入賞した。（写真はTV中継画面から）

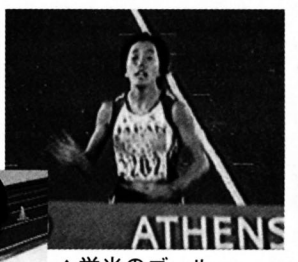

▲栄光のゴール

▲シューズに感謝

先物春秋

03年度の日商協ディスクロージャー（情報開示）資料を見て気になることがある。営業収益（売上高）に占める委託手数料の比率が92・4％に上昇したこと。委託手数料の完全自由化が迫り、商取会社の収益構造の多様化が叫ばれている折から、前年度に比べ4・6ポイントも上昇し、ますます委託手数料に頼る体質が浮き彫りにされた▼日本経済新聞社の「商品先物調査」によると、委託手数料が2、3割下がるのは必至の情勢である。委託手数料が下がった分は投資家に還元されるべきもので、下がった分を売買頻度のアップで補うといった負の循環だけは願い下げである。そのためにも、外為証拠金取引に続く新しいビジネス開発が急がれる▼古くて新しい大型商品、商品ファンドへの注力は急務であろう。商品ファンドを通じて、先物取引の魅力に触れ、やおら先物の世界に分け入っていく。商品ファンドは、先物金融道の達人を目指す人々の養成道場といった役割も担う。じっくり時間をかけて投資家を育てるといった視点も必要だろう。1年間に7万3、000人も新規顧客が入ってきて、期末の顧客が11万強で微増にとどまっているのも気になる▼彼らが腹一杯利食いして、「休むも相場」と一時待機しているのならいいが……。従業員数も1万9、000人でほぼ横ばい。毎年3、000人を超す若者が先物業界に身を託して1年後になぜ去っていったのか。幸い商取会社の純資産は10％近く増えた。顧客も人材も時間をかけて育てる発想に立ち返る秋ではないか。（泉）